

こ総政第89-2号  
令和6年3月22日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

こども家庭庁長官官房長

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン  
を踏まえた取組の推進について（依頼）

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）では、第3条において、基本理念として、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見を表明する機会の確保（第3号）や年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重（第4号）が掲げられるとともに、第11条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられています。

こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映については、令和5年11月17日に加藤鮎子内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）より各地方公共団体首長及び地方議会議長宛てに書簡を發出するとともに、こども家庭庁長官からも各都道府県及び指定都市首長宛てに通知を發出し、その趣旨を周知したところです。

今般、こども家庭庁では、地方公共団体においてこども・若者の意見を聴き政策に反映することに理解を深め、実践していく際の留意点や工夫、事例を提供することを目的として、別紙のとおり、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインを作成しました。

各都道府県及び指定都市におかれましては、本ガイドラインの内容を、こども施策担当部局のみならず、教育委員会を始めとする委員会を含め広く周知いただき、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を推進していただくようお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれましては、域内の市区町村（指定都市を除く。）において、教育委員会を始めとする委員会を含め、本ガイドラインの内容が周知されるよう御配慮願います。

<連絡先>

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付こども意見係  
高山、加藤、安岡、篠原、遠藤  
TEL 03-6859-0055